

<参考様式1>

岡山県立津山工業高等学校 いじめ防止基本方針

令和2年度

平成26年3月策定
令和2年4月改定

いじめに関する現状と課題

- ・生徒の大部分がスマートフォンを所持しているが、学校として生徒の利用実態を十分には把握しきれていない。
- ・いじめ未然防止のためには、現在の取り組みを整理整頓とともに、本校の教育活動全体を通じて取り組む必要性がある。また、教職員において、いじめ問題に関わる研修により、防止と早期発見、及び適切な対処を行わなければならない。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を教員研修や保護者研修に反映させるとともに、生徒へ情報モラルを高める指導を行う。
- ・生徒の主体的な活動を支援して、誰もがいつでもどこでも活躍できる機会を保障し、生徒の自尊感情や自己有用感を育てる学校作りを進める。
- ・いじめの早期発見のために、年3回実施する面接専用時間とアンケート調査との連動を図り、教職員間における情報共有を行う。
- ・トップアスリットを活用し、いじめ等の早期発見に努める。
- ・「いじめについて考える週間」を中心にして、いじめを自分たちの問題と捉え、いじめを許さない心を育てる。
- ・全ての生徒に対し、情報社会に生きる上で必要なスキルや情報モラルに関する学習を計画的に実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・4月…PTA総会において、いじめ防止基本方針を説明。本校のいじめ問題への対応に保護者の理解と協力を得る。
- ・地区別保護者会において、人権尊重の観点から幅広く意見交換の機会を設定する。
- ・「生徒課だより」などを活用して、いじめ問題の相談窓口を紹介し、その活用を促す。
- ・ネットトラブルの実際やスマートフォンの正しい使い方について、保護者のできることも含めPTA研修会を行う。
- ・三者面談による実態把握を行う。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・学校基本方針に基づいた活動の実施、年間計画の作成・検証・修正、発生した事案への対処
- <対策委員会の開催時期>
 - ・学期毎に年3回
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
 - ・職員会議において周知。緊急の場合は職員朝礼時に伝達。
- <構成メンバー>
 - ・校外 スクールカウンセラー・有識者・PTA会長
 - ・校内 校長・副校長・教頭・主幹教諭・生徒課長 指導班長・相談室長・道徳教育推進リーダー 学年主任・専門科長・養護教諭 (当該科指導係・当該学年指導担当・当該担任)

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・県教育委員会
- <連携の内容>
- ・ネットパトロールによる監視

<学校側の窓口>

- ・副校长

<連携機関名>

- ・津山警察署・津山サポートセンター
- <連携の内容>
- ・非行防止教室の継続的実施
- ・定期的に訪問して情報交換

<学校側の窓口>

- ・生徒課長

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>教員研修 教職員の指導力向上のため、講師を招くなどして、生徒のSNS利用状況と問題点などに関する研修を行う。</p> <p>生徒会活動 「いじめについて考える週間」やいじめ防止ポスターの製作などを通じて、生徒自らがいじめ防止意識を高めることに取り組む。</p> <p>① 「いじめ撲滅宣言」のさらなる周知・徹底を図る。 ② 生徒会主導で、スマートフォン等の使い方のルールを策定する。</p> <p>集団づくり 未然防止の観点から、生徒の学級集団における状況をI-Check等の心理検査で把握し、平素の授業のみならずあらゆる特別活動を充実させることで、いじめが起こりにくい意欲的な集団づくりを支援する。</p> <p>情報モラル ネット上のいじめを防止するため、情報モラルに関わって、情報を発信する者の責任を理解させる授業を各学年1回ずつ、人権教育と絡めて実施する。また、SNS等に精通した教員を養成し、これに起因するいじめの根絶に努める。また、ネットリテラシー教育の体系化を図る。</p>
	<p>・実態把握 年3回のアンケートと面接専用時間との連動を図ることで、生徒一人ひとりの生活実態をきめ細かく把握する。</p> <p>三者面談による実態把握 STOPitを活用し生徒のSOSを早期にキャッチする。</p> <p>・相談体制 「教育相談だより」や「生徒課だより」を用いて相談担当の教職員を周知し、生徒がいつでも気兼ねなくいじめについて相談できる体制を整える。</p> <p>・情報共有 生徒の気になる変化や行為があった場合、教職員間の情報共有を速やかに行う。</p>
	<p>・いじめの有無の確認 本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けた場合は、早急にいじめの事実の有無を確認する。</p> <p>・いじめへの組織的対応 いじめ対策委員会を速やかに開催するとともに、必要に応じて県教委・警察等、外部の諸機関に通報する。</p> <p>・いじめられた生徒への支援 事実が確認された場合は、いじめられた生徒の命を守ることを最優先として、当該生徒や保護者に対して心のケアを誠実に行う。</p> <p>・いじめた生徒への指導 いじめた生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に大きな影響を及ぼすことを理解させ、いじめの背景にあるストレス要因に着目し、その改善を図るために保護者の協力を得ながら、毅然として適切な指導を行う。</p>